

事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名

(平成22年分以降用)

資 産 区 分	租税特別措置法第10条の4第1項の該当号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
	種 類						
	設 備 の 名 称						
	取 得 年 月 日	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
	事業の用に供した年月日	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
取得価額又は製作価額		円	円	円	円	円	
の 合 計 額							
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
事業所得に係る所得税額		円		労 務 費 の 額		円	
本年税額基準額 ($\times \frac{20}{100}$)				教育訓練費の額	21		
本 年 分	取得価額の合計額 ()	内		教育訓練費割合 ($\frac{21}{()}$)	22	%	
	税額控除限度額 ($\times \frac{7}{100}$)			教育訓練費に係る税額控除限度額 (21×23)又は(21×24)	23	0.12	
	本年税額控除可能額 (とのうち少ない金額)			教育訓練費に係る税額控除限度額 ($22 - 0.15\% \times 40 + \frac{8}{100}$) (小数点以下3位未満切捨て)	24		
	所得税額超過構成額			差引本年税額基準額残額 (- -)	25	円	
	本年分の特別控除額 (-)			本年税額控除可能額 (25 と 26 のうち少ない金額)	26		
前 年 繰 越 分	差引本年税額基準額残額 (-)			所得税額超過構成額	27		
	繰越税額控除限度超過額 (31 の「平成 年分」)			本年分の特別控除額 ($27 - 28$)	28		
	同上のうち本年繰越税額控除可能額 (とのうち少ない金額)			所得税額の特別控除額 ($+ + 29$)	29		
	所得税額超過構成額			所得税額の特別控除額	30		
	本年繰越税額控除額 (-)						
翌年繰越税額控除限度超過額の計算							
年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額 31	本年控除可能額等 32		翌年繰越額 ($31 - 32$) 33			
平成 年分 (前年分)	円	円					
本年分	(の金額)	(の金額)		外 円			
合 計							
設 備 の 概 要							

事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成 23 年 12 月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条の 4 第 3 項、第 4 項及び第 6 項に規定する事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

なお、この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「 」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。
- (2) 「 」欄及び「 」欄には、その事業基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。
- (3) 「 」欄には、平成 23 年 12 月改正前の所得税法（以下「旧所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「 」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（旧措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の 3）、特定震災指定寄附金特別控除（平成 23 年 12 月改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」といいます。）8）、住宅耐震改修特別控除（旧措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（旧措法 41 の 19 の 3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（旧措法 41 の 19 の 4）、電子証明書等特別控除（平成 25 年改正前の措法 41 の 19 の 5）、外国税額控除（旧所法 95）などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (5) 「 」欄の内書には、旧措法第 10 条の 4 第 3 項に規定する適用対象事業基盤強化設備等の取得価額の合計額のうち同条第 1 項に規定する情報基盤強化設備等がある場合に、当該情報基盤強化設備等の「 」欄の金額の合計額を記載します。
- (6) 「 」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「③⑥」欄の B の金額を記載します。
- (7) 「 」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「③⑤」欄の B の金額を記載します。
- (8) 「③⑧」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「③⑦」欄の B の金額を記載します。
- (9) 「③③」欄の外書には、旧措法第 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（旧震災特例法第 10 条の 4 などの規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額 B」の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

- (10) 「②①」欄には、本年分の必要経費に算入される教育訓練費の額（教育訓練に充てるために他の者から支払を受ける金額を控除した額）を記載します。
- (11) 「②⑤」欄は、「②④」欄の記載がない場合には「②①×②③」の金額を記載し、「②④」欄の記載がある場合には「②①×②④」の金額を記載します。
- (12) 「設備の概要」欄には、その設備が事業基盤強化設備等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法 10 条の 4、平成 23 年 12 月所法等改正法附則第 47 条